

被災者支援メニュー（概要版）

「り災証明書判定」

○…該当 △…場合によって該當

り災証明書の交付

交付手数料：無料

問税務課固定資産税係

☎ 286-3377

民間賃貸住宅借り上げ事業 (みなし応急仮設住宅)

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】

対象：次のすべての要件を満たす人

①平成28年4月14日時点で熊本県(熊本市を除く)に住所を有する人

②熊本地震で住家が全壊または大規

模半壊となり居住する住宅がない人

③半壊でも、住み続けることが危険な

程度の傷みや、生活環境保全上の支

障となつている損壊家屋など、取り

壊さざるを得ない家屋の解体・撤

去に伴い自らの住居に居住できない

人(半壊の住宅が賃貸住宅などの

場合は、物件所有者の署名・押印が

被災住宅の応急修理

【全壊△ 大規模半壊○ 半壊△】

対象：次のすべての要件を満たす人

①応急修理を行う住家(住家が修理で

きない場合は、住家と同じ敷地内に

ある一體的に利用されてきた納屋・

倉庫等も可)に居住すること

②住宅が半壊または大規模半壊の被

害を受けたこと(り災証明書が必

要)。ただし、全壊の場合でも応急

修理を実施することにより居住が

可能である場合は、申請可能

①みなし応急仮設住宅としての使用に

ついて、貸主から同意を得ているもの

借り上げ条件

難を要しなくなると見込まれること
④応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り
上げを含む)を利用しないこと

⑤半壊の場合、申出書を提出すること

⑥必要な書類が揃うこと

※前記の条件を満たす人は、すでに
修理していても申請できます。そ

の場合、施工写真(施工前・中・後)
が必要です。

○…該当 △…場合によって該當

被災者生活再建支援制度

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】

対象：居住する住宅が全壊の被害を受けた世帯

②居住する住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯

③居住する住宅が「半壊」または「大規

模半壊」のり災証明を受け、あるいは

は住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であつたり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した世帯

※「解体世帯」として「全壊世帯」と同

トトイレなどの衛生設備)について実施

②地震災害と直接関係のある修理のみが対象

※内装に関するものおよび家電製品は対象となりません。

◆被害を受けた住家が修理できず、
支給

①基礎支援金：住宅の被害程度などに応じて37・5万円～100万円を

支給

②加算支援金：住宅の再建方法に応じて37・5万円～200万円を支給

※具体的な金額などは、お問い合わせください。

申請期限

①基礎支援金…災害のあつた日から13か月の間

②加算支援金…災害のあつた日から37か月の間

問福祉課生活再建支援係

☎ 289-1400

